



宮 崎 県 公 報

平成29年2月13日(月曜日) 第 2869 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

| | |
|--|---|
| ○宮崎県水産試験場管理規則…………… (水産政策課) 1 | 頁 |
| 告 示 | |
| ○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 2 | |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 (“) 2 | |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更…………… (“) 2 | |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 2 | |
| ○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (“) 2 | |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の名称の変更…………… (“) 3 | |

| | |
|--|--|
| ○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の所在地の変更…………… (福祉保健課) 3 | |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… (“) 3 | |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の休止…………… (“) 3 | |
| ○救急病院の認定…………… (医療業務課) 3 | |
| ○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 4 | |
| ○有害図書類の指定…………… (こども家庭課) 4 | |
| ○県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示…………… (管理課) 5 | |
| ○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 5 | |
| ○道路の供用の開始…………… (“) 5 | |
| 公 告 | |
| ○大規模小売店舗の変更に関する届出 (2件) …… (商工政策課) 5 | |

規 則

宮崎県水産試験場管理規則をここに公布する。
平成29年2月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第5号

宮崎県水産試験場管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第7条及び第13条の規定に基づき、宮崎県水産試験場の水産物加工指導センター(以下「水産物加工指導センター」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間及び休所日)

第2条 水産物加工指導センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、休所日は、宮崎県の休日を定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条第1項に規定する県の休日とする。

2 宮崎県水産試験場長(以下「場長」という。)は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に同項に定める利用時間及び休所日を変更することができる。

(利用許可)

第3条 水産物加工指導センターを利用しようとする者は、場長の許可を受けなければならない。

2 場長は、前項の許可をするときは、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第4条 場長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、水産物加工指導センターの利用を拒み、又は水産物加工指導センターからの退去を命ずることができる。

- (1) 水産物加工指導センターにおける秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 水産物加工指導センターの施設及び設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (3) 暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。))又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。))若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)である者
- (4) その他水産物加工指導センターの管理上支障があると認められる者

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、水産物加工指導センターの管理及び運営に関し必要な事項は、場長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 105号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年 2 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|---------|-------------|---------------|
| みずほ調剤薬局 | 小林市真方65番地 4 | 平成29年 1 月 8 日 |

宮崎県告示第 106号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年 2 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|------------------|--------------------|
| 社会医療法人善仁会尾鈴クリニック | 児湯郡川南町大字川南 13681-1 |

2 届出事項

| 指定医療機関の名称 | | 変更年月日 |
|------------------|------------------|---------------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 医療法人社団善仁会尾鈴クリニック | 社会医療法人善仁会尾鈴クリニック | 平成29年 1 月 1 日 |

宮崎県告示第 107号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年 2 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----------------------|----------------------------------|
| 関屋薬局 | 児湯郡新富町富田 1 丁目26番地 1 |
| 株式会社フクシア訪問看護ステーションあみい | 日向市向江町 1 丁目35番地 シェースタ・ひなた I 103号 |

2 届出事項

| 指定医療機関の所在地 | | 変更年月日 |
|--------------------------------|--------------------------------|---------------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 児湯郡新富町大字上富田8032番地 | 児湯郡新富町富田 1 丁目26番地 1 | 平成16年 3 月10日 |
| 児湯郡都農町大字川北5548-1NKコーポ都農II 103号 | 日向市向江町1丁目35番地 シェースタ・ひなた I 103号 | 平成28年 9 月 1 日 |

宮崎県告示第 108号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年 2 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|----------|---------------------|---------------|
| 藤本医院 | 延岡市日の出町 1 丁目21番地の 1 | 平成29年 1 月20日 |
| みずほ調剤薬局 | 小林市真方64番地 6 | 平成29年 1 月 7 日 |
| ひむか薬局高鍋店 | 児湯郡高鍋町大字高鍋字東町 819-2 | 平成28年12月17日 |

宮崎県告示第 109号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第 14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年 2 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 居宅介護事業者 | | 居宅介護事業所 | | 指 定 年月日 |
|----------------|------------------|---------------|---------------|------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所在地 | |
| 株式会社曾於サポートセンター | 鹿児島県曾於市財部町北保2番地1 | デイサービスセンターきらら | 都城市下長飯町1568番地 | 平成29年1月20日 |

宮崎県告示第110号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

| 居宅介護事業者 | | 居宅介護事業所 | |
|-----------|-------------------|------------------|-------------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所在地 |
| 社会医療法人善仁会 | 児湯郡川南町大字川南13681-1 | 社会医療法人善仁会尾鈴クリニック | 児湯郡川南町大字川南13681-1 |

2 届出事項

| 居宅介護事業所の名称 | | 変 更 年月日 |
|------------------|------------------|------------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 医療法人社団善仁会尾鈴クリニック | 社会医療法人善仁会尾鈴クリニック | 平成29年1月1日 |

宮崎県告示第111号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

| 居宅介護事業者 | | 居宅介護事業所 | | 休 止 年月日 |
|-----------|-----------------|---------------|-----------------|------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所在地 | |
| 株式会社ちからこぶ | 小林市南西方1112番地141 | 居宅介護支援事業所こころ湯 | 小林市南西方1112番地141 | 平成29年2月1日 |

宮崎県告示第112号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 居宅介護事業者 | | 居宅介護事業所 | | 廃 止 年月日 |
|-----------------------|----------------|-----------------|----------------|-------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所在地 | |
| 特定非営利活動法人地域の福祉を考える会大樹 | 都城市高崎町縄瀬3128-1 | 指定居宅介護支援事業所あすなろ | 都城市高崎町縄瀬3128-1 | 平成25年12月31日 |

宮崎県告示第113号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護支援事業所)から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成29年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 居宅介護支援事業者 | | 居宅介護支援事業所 | | 休 止 年月日 |
|-----------|-----------------|---------------|-----------------|------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所在地 | |
| 株式会社ちからこぶ | 小林市南西方1112番地141 | 居宅介護支援事業所こころ湯 | 小林市南西方1112番地141 | 平成29年2月1日 |

宮崎県告示第114号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第

8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。
平成29年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|--------------|-----------------------|
| 高千穂町国民健康保険病院 | 西臼杵郡高千穂町大字三田井 435番地 1 |
| 五ヶ瀬町国民健康保険 | 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所2109番地 |

| | |
|----|---|
| 病院 | 1 |
|----|---|

2 救急病院等の認定の有効期間
平成29年2月1日から平成32年1月31日まで

宮崎県告示第 115号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成29年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 事業番号 | 指定障害福祉サービス事業所 | | 指定障害福祉サービス事業者 | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|---------------|-----------------|---------------|-----------------|-----------|------------------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4510201272 | サポートライフゆきわりそう | 都城市鷹尾4丁目13街区30号 | 一般社団法人ゆきわりそう | 都城市鷹尾4丁目13街区30号 | 平成29年2月1日 | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護 |

宮崎県告示第 116号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第13条第1項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定した。

平成29年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 指定番号 | 種類 | 題 名 | 発行所名 | 指定年月日 |
|--------|----|---|-------------|-----------|
| 28年-25 | 書籍 | mini SUGAR 3月号 (2017年1月17日発売) | 株式会社 秋水社 | 平成29年2月2日 |
| 28年-26 | 書籍 | 恋愛白書バステル3月号 (平成29年1月24日発行・発売) | 宙(おおぞら)出版 | |
| 28年-27 | 書籍 | 恋愛天国パラダイス 3月号 (2017年1月19日発行・発売(奇数月19日発行・発売)) | 株式会社竹書房 | |
| 28年-28 | 書籍 | つゆだくおとめ 清純娘のしたたる秘蜜♥ (2017年1月21日初版発行) | 株式会社竹書房 | |
| 28年-29 | 書籍 | 清楚な彼女が肉食女子って本当ですか? (2017年2月6日初版第1刷発行) | 株式会社コアマガジン | |
| 28年-30 | 書籍 | 裏モノ JAPAN 3月号 (2017年3月1日発行) | 株式会社 鉄人社 | |
| 28年-31 | 書籍 | 封印映像2017淫春御開帳スペシャル (2017年2月13日発行) | 株式会社コスミック出版 | |
| 28年-32 | 書籍 | 臨増ナックルズDX vol.3 (発行日 2017年3月1日) | ミリオン出版(株) | |
| 28年-33 | 書籍 | 芸能秘宝館Galleria (2017年3月1日発行) | 株式会社ブレインハウス | |
| 28年-34 | 書籍 | 激撮! vol 3 (発行日 2017年1月1日) | ミリオン出版(株) | |
| 28年-35 | 書籍 | CIRCUS MAX Special vol.24 (平成28年12月9日発行・発売) | KKベストセラーズ | |
| 28年-36 | 書籍 | 実話BUNKAタブー 3月号2017 (平成29年3月1日発行) | (株)コアマガジン | |

| | |
|------|---|
| 指定理由 | 内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。 |
|------|---|

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。
平成29年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 117号

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する告示

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第 369号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | | | | 改正後 | | | | |
|---------------------|-------|-----|-----|-----|---------------------|-------|-----|-----|-----|
| 別表第 1 (第 7 条関係) | | | | | 別表第 1 (第 7 条関係) | | | | |
| 等級区分 | 特 A 級 | A 級 | B 級 | C 級 | 等級区分 | 特 A 級 | A 級 | B 級 | C 級 |
| 建設 工事の種 類及び金額 | | | | | 建設 工事の種 類及び金額 | | | | |
| [略] | | | | | [略] | | | | |
| ほ装工事 | [略] | | | | 舗装工事 | [略] | | | |
| [略] | | | | | [略] | | | | |

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 118号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年2月13日から平成29年2月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 新旧 の別 | 敷地の 幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|------------|-----------|--|----------|---------------------|---------------|
| 24 | 県道 | 高鍋高 岡線 | 東諸県郡国 富町大字三 名字茶屋38 90番6地先 から同郡同 町同大字字 牧原3790番 4地先まで | 旧 | 7.7~ 12.4 | 577.9 |
| | | | | 新 | 13.4~ 29.1 | 577.9 |

宮崎県告示第 119号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年2月13日から平成29年2月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|------------|-----------|--|------------|
| 24 | 県道 | 高鍋高 岡線 | 東諸県郡国 富町大字三 名字茶屋38 90番6地先 から同郡同 町同大字字 牧原3790番 4地先まで | 平成29年2月13日 |

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年2月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ながの家具宮崎店
宮崎市江平東二丁目7番1 外8番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
長野正典
都城市姫城町11街区11号

| | |
|--|---|
| <p>長野弘子 都城市姫城町11街区10号</p> <p>3 変更する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称 (変更前) (仮称) ながの家具宮崎 (変更後) ながの家具宮崎店</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社宮崎ながの 代表取締役 長野正典 宮崎市橘通東一丁目7-7 (変更後) 株式会社宮崎ながの 代表取締役 長野正典 都城市宮丸町22番地1</p> <p>4 変更の年月日</p> <p>(1) 平成26年1月2日 (2) 平成26年11月1日</p> <p>5 変更する理由</p> <p>(1) 店舗名称が決定したため (2) 小売業者の本社所在地の変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成29年2月1日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成29年2月13日から平成29年6月13日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成29年2月13日から平成29年6月13日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成29年2月13日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ながの家具宮崎店 宮崎市江平東二丁目7番1 外8筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 長野正典 都城市姫城町11街区11号</p> | <p>長野弘子 都城市姫城町11街区10号</p> <p>3 変更しようとする事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (変更前) 3,643㎡ (変更後) 4,328㎡</p> <p>(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>① 駐車場の位置及び収容台数 (変更前) 建物北側及び西側 31台 (変更後) 本棟北側、西側及び東側 36台</p> <p>② 駐輪場の位置及び収容台数 (変更前) 本棟北西側 9台 (変更後) 本棟北西側（駐輪場No.1） 8台 本棟西側（駐輪場No.2） 26台 本棟北側（駐輪場No.3） 7台 建物敷地北西側（駐輪場No.4） 8台 建物北東側（駐輪場No.5） 31台 建物敷地北側（駐輪場No.6） 24台 建物敷地東側（駐輪場No.7） 56台 建物敷地南側（駐輪場No.8） 41台 建物西側（駐輪場No.9） 16台 合計 217台</p> <p>③ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (変更前) 建物内東側 12.30㎡ (変更後) 本棟内東側 35.08㎡</p> <p>(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (変更前) 2箇所 建物敷地北西側及び南西側 (変更後) 1箇所 本棟敷地北西側</p> <p>4 変更の年月日 平成29年10月2日</p> <p>5 変更する理由 増床計画のため</p> <p>6 届出年月日 平成29年2月1日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成29年2月13日から平成29年6月13日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成29年2月13日から平成29年6月13日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> |
|--|---|